

1 章 事業の概要

1.1 事業の目的と経緯

香川用水事業は「吉野川総合開発計画」の中核早明浦ダム（高知県山本町）の建設によって生み出される年間 855 百万 t の水の中から香川県に分水される年間 247 百万 t の水を県内に導水し、農業用水、都市用水として利用し、香川県の水不足を抜本的に解消し、農業の近代化、産業基盤の強化発達、生活環境の整備を図るものである。

香川県は瀬戸内海特有の温和な気候に恵まれ、耕地の開発も進み県土面積の 30.8%（全国平均は 14%）を占め、産業立地の条件にも恵まれながら水資源の不足のため、農業その他産業の発展が著しく阻害されてきた。すなわち、四国の南岸が年間 3000 mm 以上の降雨があるのに対し、1100 mm 内外の降雨しかなく、しかも各河川は俗に鉄砲水といわれ、一度降雨があればたちまち流出して河川に流入するが、短期間に流亡して干天時には河川がまったく枯渇する状況である。したがって古来から用水確保のために多大の努力が払われ、2万個を超える溜池が築造され、この溜池を中心とする多数の水路が配置され、乏しい河川用水に代って水田かんがい水の 70%（全国の溜池かんがい比率 18%）をまかなっている。

このような「水の確保」への努力は戦後一段と力強く進められ、「溜池から多目的ダムの建設へ」と移行し、その結果溜池、ダムの貯水量は合わせて約 135 百万 t となった。しかし水の需要の増大に対し県内の水資源はすでに開発し尽くされたといつてよく、将来の水需要の対応策として吉野川からの分水に最も大きな期待がかけられた。

1.1.1 吉野川総合開発の歩み（図 1.1 参照）

「四国三郎」とも吉野川はその源を高知県土佐郡西端瓶ヶ森に発し、途中銅山川、祖谷川を合わせ、東流して徳島平野を貫き紀伊水道に注ぐ国内有数の河川で、その本流延長は 193 km、流域面積は 3650 km²（香川県の 2 倍）に達し、年間降雨量が 3000 mm を越える四国の屋根を水源地とし、年間流量は推定 70 億 m³ に及ぶ豊富な水資源をもちながら、地形が急峻なため、流量変動が大きくその大部分は未開発のまま眠っており、早く

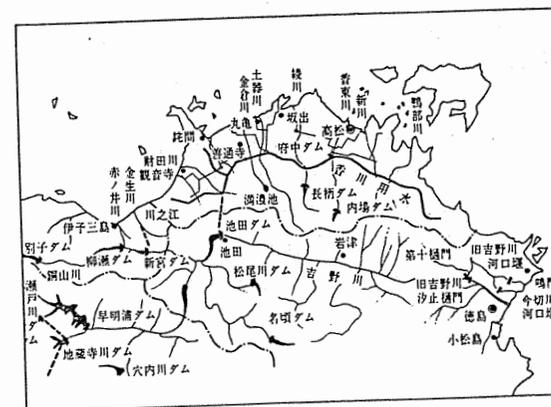


図 1.1 吉野川総合開発計画概要図

4 I編 事業概要と経過

からその総合開発が望まれてきた。この開発計画の歴史は戦後間もない昭和 23 年にさかのぼる。

昭和 23~25 年、経済安定本部（経済企画庁の前身）が初めて吉野川開発計画調査に着手し、総合開発計画案を発表。この案は発電中心で「安本案」と呼ばれ今日まで開発計画の原型とされている。計画の基幹として、本流「早明浦」（ $H=72$ m）, 「小歩危」（ $H=126$ m）, 支流伊予川の「岩戸」ダム（ $H=136$ m）を考え、「小歩危」と「岩戸」の 2 つのダムを導水路で結び愛媛県の鳥之江市へ分水発電するというもので、この段階での香川用水計画はこの地点（川之江市）で放水量の一部を取水し、県内へ導水しようという構想はもったが、まだ具体的になかった。

昭和 28 年、国土総合開発法に基づき吉野川水系を「調査地域」に指定。

昭和 29 年、これまでに各機関で作成した各種の吉野川開発計画案を調整し「吉野川開発調整案」として発表。この案では本流に「早明浦」（ $H=92$ m）, 「敷岩」（ $H=33$ m）, 「小歩危」（ $H=90$ m）, 「池田」（ $H=17$ m）の 4 ダムと、支流伊予川に「岩戸」ダム（ $H=94$ m）を建設し、「小歩危」と「岩戸」ダムを導水路で連絡し、「岩戸」ダムから瀬戸内へ放流発電する計画である。

昭和 30 年、前記調整案に基づき農林省は、岩戸ダム（銅山川）を水源とする香川用水計画に着手した。この計画は岩戸ダム（標高 161 m）より直接分水して大野原町五郷へ導入し、五郷ダムの付近を通過し、それから山手を通りいったん満濃池へ入れ、この池から引き出した水は岡田の小津森池の上で標高 60 m まで落ち、発電を行ない、それから下流は現在のコースに良く似ている。分水計画量は、香川用水 $6\text{ m}^3/\text{sec}$ （受域 1 万 ha、かんがい期のみ）、都市用水 $1.58\text{ m}^3/\text{sec}$ であった。

昭和 34 年、建設省が「早明浦ダム」を中核とする「小歩危」「池田」等のダム群による本流発電方式を打ち出す。今までの開発構想や「安本案」「調整案」は電源開発の立場から取り上げられ、その効率を高めるために瀬戸内側へ大量に放水し発電することを前提としていた点で、徳島県が主張する将来の水需要確保という面から合意を得られず、本流発電方式に転換せざるを得なくなった。

昭和 35 年、四国地方開発促進法に基づき「四国地方開発審議会」を設置した。農林省は昭和 30 年末から調査を進めてきた「岩戸ダム」からの導水案を断念し、「早明浦ダム」→池田分水方式の検討を開始した。

昭和 37 年、四国地方開発審議会の下に「吉野川総合開発部会」を設け、「早明浦ダム」建設を中核とする吉野川開発計画の検討を開始した。

昭和 38 年 4 月、建設省が「早明浦ダム」調査に着手した。

昭和 39 年、吉野川総合開発部会において昭和 37 年以降 20 数回協議を重ねた結果、早明浦ダム建設計画について四国四県で原則的理解に達した。

昭和 40 年 4 月、建設省が河川総合開発事業として早明浦ダムに着工。

昭和 41 年 7 月、多目的ダム法に基づく早明浦ダム基本計画に四県が同意した。

昭和 41 年 11 月、吉野川水系を水資源開発促進法に基づく「開発水系」に指定した。

昭和 42 年 3 月、水資源開発基本計画閣議決定。早明浦ダム実施方針、事業計画許可。

昭和 42 年 4 月、早明浦ダム建設事業を水資源開発公団に移管。

昭和 43 年 7 月、水資源開発基本計画に池田ダムおよび香川用水追加。

昭和 43 年 10 月、香川用水着工。

このように戦後 20 年、吉野川総合開発計画は幾多の曲折を経ながらも窮極的には、(1) 水需要の急増、(2) 新河川法の施行、(3) 水源県の理解と協調、(4) 関係各省等の努力によって、ついに実を結び、香川県民の念願とする香川用水事業はここに実現の運びとなった。

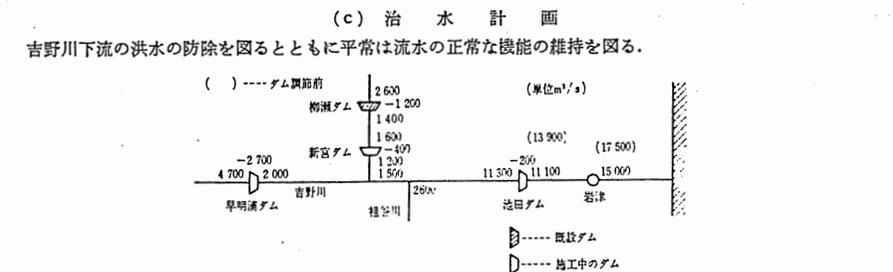
表 1.1 吉野川総合開発計画一覽表

(a) ダムおよび貯水池計画
多目的ダムとして、早明浦、池田が計画されている。

ダム名	早明浦ダム	池田ダム
位置	高知県長岡郡本山町吉野（左岸）	徳島県三好郡池田町西山（左岸）
流域面積	(直接) 417 km^2 + (間接) 45 km^2 = 計 462 km^2	1904 km^2
ダム高×ダム長	$106\text{ m} \times 400\text{ m}$	$24\text{ m} \times 240\text{ m}$
湛水面積	750 ha	144 ha
ダムの体積	120 万 m^3	5.5 万 m^3
総貯水量	$3\text{ 億 } 1600\text{ 万 t}$	1265 万 t
有効貯水量	$2\text{ 億 } 8900\text{ 万 t}$	
工期	昭和 38~49 年度	昭和 43~49 年度

(b) 用水供給計画
農業用水および都市用水として、新たに年間 8 億 6300 万 t の用水を供給する。

県別	単位	不特定かんがいおよび既得用水	新規用水		合計	導水方法	
			農業用水	都市用水			
徳島	毎秒 m^3/sec	かんがい期平均 4.3 非〃 1.5	かんがい期平均 3.5 非〃 2.0	10.5	かんがい期平均 14 非〃 12.5	かんがい期平均 57 非〃 27.5	吉野川本川ならびに旧吉野川より取水
	日量 $\text{万 m}^3/\text{日}$	—	—	91	—	—	
	年量 $\text{百万 m}^3/\text{年}$	772	79	331	410	1182	
香川	毎秒 m^3/sec	—	かんがい期平均 8 非〃 1	4.5	かんがい期平均 12.5 非〃 5.5	かんがい期平均 15.5 非〃 5.5	池田ダムより取水し 7.7 km の導水トンネルにより香川へ導水
	日量 $\text{万 m}^3/\text{日}$	—	—	39	—	—	
	年量 $\text{百万 m}^3/\text{年}$	—	105	142	247	247	
愛媛	毎秒 m^3/sec	かんがい期平均 1.47 非〃 1.00	かんがい期平均 0.46	5.18	かんがい期平均 5.64 非〃 5.18	かんがい期平均 7.11 非〃 6.18	銅山川柳瀬ダムより最大 $5.8\text{ m}^3/\text{sec}$ を三島赤ノ井川へ分水、新宮ダムより最大 $8\text{ m}^3/\text{sec}$ を川之江へ分水
	日量 $\text{万 m}^3/\text{日}$	—	—	45	—	—	
	年量 $\text{百万 m}^3/\text{年}$	36	4.1	163	167	203	
高知	毎秒 m^3/sec	—	—	1.23	1.23	1.23	瀬戸川、地藏寺川より鏡川へ最大 $6\text{ m}^3/\text{sec}$ 分水し、鏡ダムで調整する
	日量 $\text{万 m}^3/\text{日}$	—	—	11	11	11	
	年量 $\text{百万 m}^3/\text{年}$	—	—	39	39	39	
計	日量 $\text{万 m}^3/\text{日}$	—	—	186	863	1671	
	年量 $\text{百万 m}^3/\text{年}$	808	188	675	863	1671	



6 I編 事業概要と経過

(d) 発電計画

新たに4地点 62100kW の発電を行なう。

区分	発電所名・最大出力	事業者
本流発電所	早明浦池 42000kW 田 5000kW	電源開発KK 四国電力KK
愛媛分水発電所	新宮 11700kW	愛媛県
高知分水発電所	穴内川発電所 3400kW	四国電力KK
計	4地点 62100kW	

1.2 事業の施行(図1.2, 表1.2参照)

本事業は香川県全域におよぶ広域事業であり、幹線水路の総延長は約98kmで、そのうち東部幹線の財田町から高松市古川までの約35kmの区間と高瀬支線の上流部約4kmの区間は多目的に使われ、その他の区間は農業用水の専用である。幹線水路からの分水はおよそ170地点で行なわれ、各用水ごとにその専用施設に配水する。

幹線水路は国(農林省)が直接、「国営土地改良事業」として施工する部分と、水資源公団営事業として施工する部分とに分かれ、主として資金面の理由から、「公団営」では農業用水と都市用水との共用区間を、「国営」では農業用水の専用区間をそれぞれ分割施行する。専用施設のうち農業用施設については、その規模に応じて県営または団体営土地改良事業として国の補助を受けて実施し、都市用水にかかる専用施設については、地方公営企業(県営)として実施する。

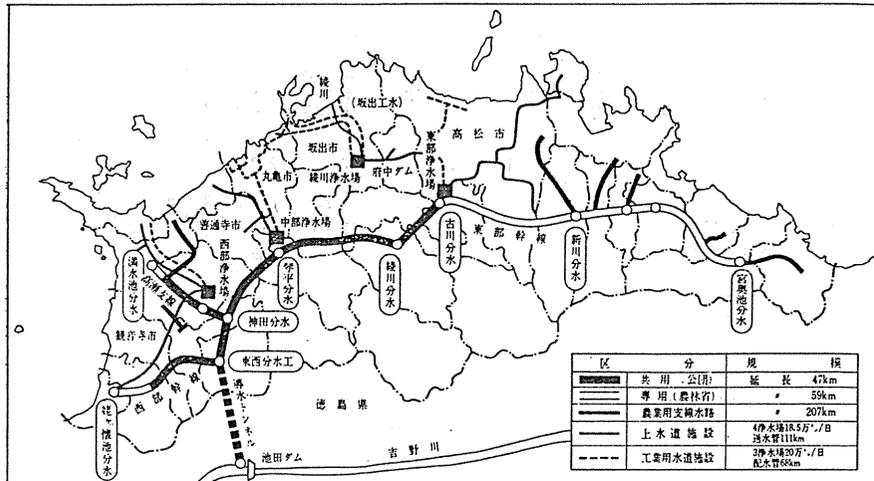


図1.2 香川用水事業概要図

1.3 導水計画(表1.3参照)

水源は早明浦ダムからの補給による吉野川の流れに依存し、池田ダムの上流に取水施設を設けて(貯水位を標高87.5m以上に確保)これよりかんがい用水および都市用水合わせて、かんがい期間平均12.5m³/sec(最大

表1.2(1) 香川用水事業一覧表

区分	共同専用別	区間および通水量	延長	実施区分
幹線水路	共用	池田~財田 通水量 15.8m ³ /s	約8km	水資源開発公団
	共用	財田~古川 // 14.3~6.6	約35//	//
	専用(農)	古川~宮奥池 // 4.6~0.2	約39//	国(農林省)
	//(//)	財田~蛸ヶ池 // 1.5~0.35	約13//	//(//)
	共用	神田~二の宮 // 2.5	約4//	水資源開発公団
専用施設	専用(農)	二の宮~満水池 // 1.33~0.5	約7//	国(農林省)
	専用(農)	大規模畑地かんがい 16地区 3390ha		国(農林省)
	専用(農)	県営かんがい 63地区 15100ha	水路207km 井堰, ポンプ	県
	共用(工, 上) 専用(工)	工業用水道 浄水場 西部, 中部, 東部 配水管 観音寺, 詫間, 坂出, 丸亀, 高松地区	3カ所 95km	県
共用(工, 上) 専用(上)	広域上水道 浄水場 西部, 中部, 綾川, 東部 送水管 西部, 中部, 綾川, 東部, 4系統	4カ所 111km	県 (一部限市町共同)	

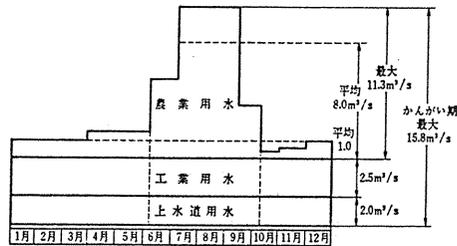
表1.2(2) 香川用水の工事予定表

	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
早明浦ダム														
池田ダム														
幹線水路														
農業用水														
工業用水														
上水道														

表1.3(1) 導水計画表

用水区分	配分水量	供給対象	供給水量	付記
農業用水	年間 1億500万t	5市21町	年間 1億500万t	反当平均補給水量 田……………270t 畑……………660t
	かんがい期平均 8.0t/秒	水田 25100ha		
	非かんがい期平均 1.0t/秒	樹園地 5600ha 計 30700ha		
上水道用水	年間 6300万t	5市16町	日量 約15万t	給水普及率 88% 1日1人当り最大給水量 約460l
	平均 2.0t/秒	給水人口 70万人	(年間5600万t)	
工業用水	年間 7900万t	観音寺, 詫間, 坂出, 丸亀, 高松地区 工場用地面積 2050ha (620万坪)	日量 約19.5万t (年間 7100万t)	1ha当り平均使用水量 現況 90t/日 計画 250t/日

表 1.3(2) 香川用水の導入水量



15.8 m³/sec), 非かんがい期平均 5.5 m³/sec (最大 6.0 m³/sec) を取水し, 阿讃山脈を貫く幹線導水路により香川県に導き, さらに幹線水路, 支線水路等によって農地約 31 000 ha の開発に要する用水と, 高松, 坂出, 丸亀, 観音寺および詫間地区の都市用水を供給する。

1.4 工事計画

1.4.1 取水施設

取水量 最大 15.8 m³/sec
 取水位 標高 87.5 m
 取水口 幅 6.3 m × 2 連 延長 64.25 m
 門扉 AVIO 250/500 × ② 非常用ローラゲート 2 200 × 2 200 × ②
 電磁流量計 φ 1 800 × ② コントロールバルブ φ 1 800 × ②

1.4.2 幹線導水路

通水量 最大 15.8 m³/sec
 延長 8 037.70 m
 構造 標準馬蹄形ずい道 (2R : 3.5 m) 2 462.5 m
 円形ずい道 (R : 3.7 m) 5 002 m
 標準馬蹄型暗きょ (2R : 3.5 m) 536 m
 水路橋 37.2 m

1.4.3 東部幹線水路

通水量 最大 14.3 m³/sec ~ 6.4 m³/sec
 延長 34 670.10 m
 構造 標準馬蹄形ずい道 15 840.72 m
 舗装開水路 2 279.62 m
 フルーム開水路 6 434.20 m
 サイホン 8 328.33 m
 暗きょ 1 318.76 m
 その他 370.47 m
 分水工 60 箇所

1.4.4 高瀬支線水路

通水量 2.23 m³/sec
 延長 3 875.58 m
 構造 パイプライン (セミクローズド)
 分水工 5 箇所

2章 事業の経過

2.1 工事着手までの経緯

本計画は昭和 40 年 4 月早明浦ダム着工を機に, 農林省が 41 年国営調査地区として採択, 1 年半で調査を完了, 翌 42 年度下半期から実施設計に着手, 以後,

- 昭和 43 年 1 月 本事業に関する県下 6 万受益農家の同意徴収開始。
- 7 月 水資源開発基本計画の一部変更 (池田ダムおよび香川用水の追加, 7 月 18 日告示)。
- 7 月 四国建設部を設置。
- 8 月 香川用水調査所を設置。
- 8 月 香川用水土地改良区の設立認可。
- 8 月 香川用水実施方針指示 (9 月 4 日告示)。
- 9 月 農林省は香川用水全体実施設計を完了。
- 10 月 香川用水実施計画認可 (10 月 25 日告示)。
- 10 月 香川用水事業着工 (農林省, 水資源開発公団同時)。

と, 調査から 2 年半という超スピードで工事に着工できることとなった。

2.2 関係例規

例規については, 紙数の都合上図表としてまとめた。

図表の見方は次による。

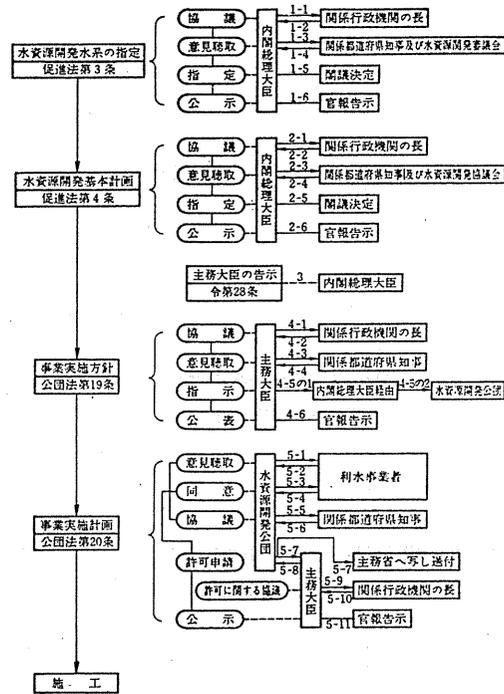
1. 事業手続模式図は水資源開発公団の新規事業に関する一般的な手続を表わす。
2. 一印に付した数字: 文書一覧表との照合のための手続記号。
3. 文書一覧表は香川用水に関する文書番号, 名称等を記載する。
4. ダッシュ付き手続記号: 変更手続を示す。ただし, 当初の基本計画には香川用水事業が含まれていないため, 手続としては変更手続であるが, 実質的には当初手続である。
5. ※印数字: 文書番号一覧表との照合のための番号。
6. 備考欄法令条項: 手続の根拠を示す。
7. 文書内容一覧表は文書内容を文書番号, 名称から分離して記載した。
8. 付帯文書は一般の手続とは別途に香川用水事業に関し交わされた付帯文書を集録した。

なお, 1.1~1.5 および 2.1~2.5 に関する文書の集録は省略した。

また, 香川用水事業は工期および事業費の改定の必要が生じたが, 関係省庁, 県等の了解を得て, 法的変更手続を経ずに工期は 43 年度~49 年度末まで, 事業費は約 150.5 億円とした。

10 I編 事業概要と経過

2.2.1 事業手続模式図



2.2.2 文書一覧表

手続記号	文書番号	宛名	発信人	文書名称	内容	備考
1-6	昭和41年11月22日 総理府告示第44号	告示	内閣総理大臣 佐藤 栄作	水資源開発促進法の規定に基づく水資源開発水系の指定	※1 吉野川水系の指定	閣議決定 11月18日 5番目の指定河川
2-6	昭和42年3月16日 総理府告示第11号	告示	同上	吉野川水系における水資源開発基本計画	※2 事業費170億円 新規利水 33 m ³ /s	49年4月現在 第3回の改定を経て いる
2'-1	経企水資第13号 昭和43年3月4日	大蔵大臣 厚生大臣 農林大臣 通商産業大臣 建設大臣 自治大臣 科学技術庁長官	同上	吉野川水系における水資源開発基本計画の一部変更について	※3 香川用水事業、 池田ダム事業の 追加、事業費の 改定 170億→300億 内容は※18と 同文	促法第4条 第1項および 第5項
2'-2	蔵計第1059号 昭和43年3月30日 厚生省環第153号 昭和43年3月13日	内閣総理大臣 同上	大蔵大臣 水田三喜男 厚生大臣	同上 同上	※4 異議なし ※5 "	

手続記号	文書番号	宛名	発信人	文書名称	内容	備考
回答	43農地A第428号 昭和43年6月5日	内閣総理大臣	農林大臣	吉野川水系における水資源開発基本計画の一部変更について	※6 異議なし	
"	43企第1064号 昭和43年3月18日	同上	通商産業大臣	同上	※7 "	
"	建設省経河計発第37号 昭和43年4月10日	同上	建設大臣	同上	※8 "	
"	自治画第22号 昭和43年3月30日	同上	自治大臣 赤沢 正道	同上	※9 "	
"	43資第14号 昭和43年3月21日	同上	科学技術庁長官	同上	※10 "	
2'-3 意見聴取	経企水資第13号 昭和43年3月4日	徳島県知事 香川県知事 愛媛県知事 高知県知事	内閣総理大臣	同上	※11 内容は※18と同 文	促法第4条 第1項および 第5項
2'-4 回答	開第122号 昭和43年6月29日 43企A第23号 昭和43年3月11日 企第36号 昭和43年3月18日 42開第119号 昭和43年3月30日	内閣総理大臣 佐藤 栄作 同上 同上 同上 同上	徳島県知事 武市 恭信 香川県知事 金子 正則 愛媛県知事 久松 定武 高知県知事 溝淵 増己	同上 同上 同上 同上 同上	※12 付帯事項をつけ 同意 ※13 異議なし ※14 " ※15 "	
2'-3 諮問	経企水資第13号 昭和43年3月4日	水資源開発 審議会会長	内閣総理大臣	同上	※16 内容は※18と同 文	促法第4条 第1項および 第5項
2'-4 答申	経企水資第6号 昭和43年3月19日	水資源開発 審議会会長	内閣総理大臣	同上	※17 異議なし	
2'-6 公示	昭和43年7月18日 総理府告示第24号	告示	内閣総理大臣 佐藤 栄作	吉野川水系における水資源開発基本計画の一部変更	※18 香川用水事業	閣議決定 7月16日 促法第4条 第4項および 第5項
3 公示	昭和43年8月13日 総理府告示第31号	告示	同上	水資源開発公団法施行令(昭和37年政令第177号)第28条第4項の規定に基づき同条第3項の業務に関する事項についての主務大臣を次のように告示する。	※(下記で全文) 業務 主務大臣 香川用水事業 厚生大臣 農林大臣 通商産業大臣	
4-1 協議	厚生省環第577号 43農地A第1749号 43企第4293号 昭和43年8月13日	大蔵大臣 建設大臣 自治大臣 経済企画庁長官	厚生大臣 農林大臣 通商産業大臣	香川用水事業に関する事業実施方針について	※19 内容は※31と同 文	公法第19条 第1項および 第2項
4-2 回答	蔵計第2271号 昭和43年8月29日 建設省厚河開発第49号	農林大臣 厚生大臣	大蔵大臣 建設大臣	同上 同上	※20 異議なし ※21	

手続記号	文書番号	宛名	発信人	文書名称	内容	備考
4-2 回 答	昭和43年8月24日 自治画第42号 昭和43年8月24日 経企水管第57号 昭和43年8月22日	農林大臣 通商産業大臣 農林大臣 厚生大臣 農林大臣 通商産業大臣	自治大臣 経済企画庁長官	香川用水事業に関する事業実施方針について 同上 同上	異議なし ※22 ※23 "	
4-3 意見聴取	厚生省環第577号 43農地A第1749号 43企第4239号 昭和43年8月13日	徳島県知事 香川県知事 愛媛県知事 高知県知事	厚生大臣 農林大臣 通商産業大臣	同上	※24 内容については ※31と同文	公法第19条 第1項および第2項
4-4 回 答	開第156号 昭和43年8月24日 43企A第78号 昭和43年8月23日 企第119号 昭和43年8月22日 43開第65号 昭和43年8月24日	農林大臣 同上 同上 厚生大臣 農林大臣 通商産業大臣	徳島県知事 香川県知事 愛媛県知事 高知県知事	同上 同上 同上 同上	※25 付帯事項付で同意 ※26 異議なし ※27 " ※28 "	
4-5の1 経由依頼	厚生省環第613号 43農地A第1749号 43企第4293号 昭和43年8月30日	経済企画庁長官	厚生大臣 農林大臣 通商産業大臣	同上	※29 ※31の経由依頼	公法第19条 第1項令56 条参照
4-5の2 経 由	経企水管 第57号の2 昭和43年8月30日	水資源開発 公団総裁	経済企画庁長官	同上	※30 ※29を受け※31 を公団に送付	"
4-5 指 示	厚生省環第613号 43農地A第1749号 43企第4293号 昭和43年8月30日	同上	厚生大臣 農林大臣 通商産業大臣	同上	※31 取水点 徳島県池田町 Q=15.8m ³ /s 水路延長 47.4km 工事費 105億円 工期 S43~47年度	公法第19条 第1項
4-6 公 表	昭和43年9月4日 厚生省 農林省告示第3号 通商産業省		厚生大臣 農林大臣 通商産業大臣	香川用水事業に関する事業実施方針	※32 内容は※31と同 文	
5-1 意見聴取	43水公計第7号 昭和43年9月6日	香川県知事 香川用水土地 改良区理事長	水資源開発 公団総裁	香川用水事業に関する事業実施計画(案)に対する意見について	※33 内容については ※47と同文	公法第20条 第2項
5-2 回 答	香土改区第1号 昭和43年9月30日 43企A第90号 昭和43年9月30日	水資源開発 公団総裁 同上	香川用水土地 改良区理事長 香川県知事	同上 同上	※34 異議なし ※35 "	

手続記号	文書番号	宛名	発信人	文書名称	内容	備考
5-3 同意要請	43水公管業第26号 昭和43年9月6日 43水公管経第38号 昭和43年9月6日	香川用水土地 改良区理事長 香川県知事	水資源開発 公団総裁 同上	香川用水事業に要する費用の負担の方法について 同上	※36 負担金額と支払い 方法について ※37 "	公法第29条 および第20 条第2項
5-4 回 答	香土改区第2号 昭和43年9月30日 香土改区第3号 昭和43年9月30日 43企A第89号 昭和43年9月30日	水資源開発 公団総裁 同上 同上	香川用水土地 改良区理事長 同上 香川県知事	同上 同上 同上	※38 同 意 ※39 同意署名簿, 同 意率 87.6% ※40 同意	公法第20条 第3項
5-5 協 議	43水公計第8号 昭和43年10月1日 43水公計第8号 昭和43年10月1日	徳島県知事 香川県知事 高知県知事 愛媛県知事	水資源開発 公団総裁 水資源開発 公団総裁	香川用水事業に関する事業実施計画について 同上	※41 内容については ※47と同文 ※42 内容については ※47と同文	公法第20条 第1項 公法第20条 第1項
5-6 回 答	開第190号 昭和43年10月2日 43企A第91号 昭和43年10月2日 企第133号 昭和43年10月2日 43開第80号 昭和43年10月2日	水資源開発 公団総裁 同上 同上 同上	徳島県知事 香川県知事 愛媛県知事 高知県知事	同上 同上 同上 同上	※43 付帯事項をつけ 同意 ※44 同意 ※45 " ※46 "	
5-7 申 請	43水公計第9号 昭和43年10月3日	厚生大臣 農林大臣 通商産業大臣	水資源開発 公団総裁	同上	※47	公法第20条 第1項
5-⑦ 通 知	43水公計第10号 昭和43年10月3日	経済企画庁長官	同上	同上	※48 内容については ※47と同文	申請書の写し提出
5-9 協 議	厚生省環第672号 43農地A第2195号 43企第5318号 昭和43年10月7日	同上	厚生大臣 農林大臣 通商産業大臣	香川用水事業に関する事業実施計画の認可について	※49 ※48を認可したので協議する	公法第53条
5-10 回 答	経企水管第74号 昭和43年10月9日	厚生大臣 農林大臣 通商産業大臣	経済企画庁長官	同上	※50 異議なし	
5-8 認 可	厚生省環第676号 農林省指令43 農地A第2195号 43企第5318号 昭和43年10月11日	水資源開発 公団総裁	厚生大臣 農林大臣 通商産業大臣 臨時代理国務大臣	同上	※51 申請通り認可する	公法第20条 第1項
5-11 公 示	昭和43年10月25日 告示第4号	告示	厚生大臣 農林大臣 通商産業大臣	香川用水事業に関する事業実施計画の認可	※52	公法第20条 第1項および第4項

14 I編 事業概要と経過

2.2.3 文書内容一覧表

番号	文書内容
※1	水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)第3条第1項の規定に基づき昭和41年11月18日、水資源開発水系を次のように指定したので、同条第3項の規定に基づき公示する。 吉野川水系
※2	水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)第4条第1項の規定に基づき、吉野川水系における水資源開発基本計画を次のように決定したので、同条第4項の規定に基づき公示する。 吉野川水系における水資源開発基本計画 1. 水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標 この水系に各種用水を依存する徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の諸地域に対する将来の水需要の見とおし及び供給の目標については、この水系及び関連水系における今後の調査をまわって順次具体化するものとするが、昭和55年度におけるこの水系の水の用途別の新規需要の見とおし及び供給の目標は、おおむね次のとおりである。 (1) 水の用途別の需要の見とおし 上水道用水については、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の一部の地域における上水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約5立方メートルである。 工業用水については、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の一部の地域における工業開発に伴う必要水量の見込みは、毎秒約16立方メートルである。 農業用水については、中流部地域、香川用水地区等の開発その他農業の近代化施策に伴いこの水系に関連する地域に発生する必要水量の見込みは、毎秒約12立方メートルである。 (2) 供給の目標 これらの新規水需要に対処するため、早明浦、池田及び新宮のダム群、香川用水等の多目的用水路、専用水路等の水資源の開発又は利用の合理化を図る施設を建設するとともに、これらの施設との関連における柳瀬ダム、鏡ダム等の既存施設の有効利用等水資源の合理的な利用を図る措置を講じて毎秒約33立方メートルを供給する見込みである。 2. 供給の目的を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 上記の供給の目標を達成するため必要な施設のうち新規利水量毎秒約33立方メートルの確保を目的としてとりあえず次の施設の建設を行なう。 早明浦ダム建設事業 省略 なお、上記の事業費は、洪水調節、不特定かんがい等および発電に係る分を併わせて約170億円と見込まれる。
※3	吉野川水系における水資源開発基本計画の一部を別添のように変更したいので、水資源開発促進法第4条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、協議する。 (別紙、吉野川水系における水資源開発基本計画(昭和42年3月16日総理府告示第11号の一部を変更する件(案)は省略 ※18 と同文)
※4	昭和43年3月4日付経企水資第13号をもって協議あった標記のことについては、異存がない。
※5～※10	※4 と同主旨の文章である。本文略
※11	吉野川水系における水資源開発基本計画の一部を別添のように変更したいので水資源開発促進法第4条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、貴職の意見を求める。 (別紙、吉野川水系における水資源開発基本計画の一部を変更する件(案)は省略 ※18 と同文)
※12	昭和43年3月4日付経企水資第13号で意見を求められたこのことに関しては、次の事項について格段のご配慮がなされるものとして同意します。

番号	文書内容
	1. 吉野川北岸農業用水建設計画の実現について 現在国において調査検討中の吉野川北岸農業用水については、池田ダムの建設と並行して事業を促進され、その早期実現を図られること。 なお、本農業用水は、池田ダムから統合して自然取入れを行なうこととし、同ダムからの取水については、計画幹線水路を現存の阿波用水幹線水路に接続しうよう水位の引上げ等、適切な処置を講ぜられること。 2. 池田ダムおよび分水の管理について 池田ダムの操作管理等については、国において厳正に行なわれること。 また、その具体的な方法についても、なるべく早期に確立のうえ、徳島県に協議されること。 3. 池田ダム下流の流水の正常な機能の維持に必要な流量の優先的取扱いについて 流水の正常な機能の維持に必要な流量は、貯水地操作のうえで最優先的に取扱われること。 4. 池田ダム等建設に伴う被害に対する措置について (1) 池田ダム等の建設に伴う家屋、田畑等の水没物件、その他ダム等建設による被害に対する補償については、適正かつ十分な補償がなされること。 (2) 池田ダム等の建設は、吉野川水系における漁業に対し影響を与えるものであるため、水産資源保護の措置を講ずるとともに、漁業の被害に対しては、適正かつ十分な補償がなされること。 5. 池田ダム等建設に伴う地元池田町の要望による関連事業の実施について 地元池田町から池田ダム等建設にあたり交通施設(バイパス、橋梁)その他ダム等建設に伴う関連施設整備について要望があるので、これらの諸事業について今後実態を調査のうえ、地域住民の要望に沿うようこれが十分な実施について、特段の配慮がなされること。 6. 関連公共事業の施行促進について 岩津上流遊水地帯の治水対策の確立、旧吉野川河道および潮止樋門改修、第十堰、第十樋門の改修等につき特段の配慮がなされること。
※13	昭和43年3月4日付経企水資第13号をもって意見を求められました標記については、異議がないので、この旨回答します。
※14～※15	※13 と同主旨の文章である。本文略
※16	吉野川水系における水資源開発基本計画の一部を別添のとおり変更したいので、水資源開発促進法第4条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。 (別紙、吉野川水系における水資源開発基本計画の一部を変更する件(案)は省略 ※18 と同文)
※17	昭和43年3月4日付け経企水資第13号により意見を求められた標記の件については、昭和43年3月19日開催の第12回水資源開発審議会の議決に基づき、下記のとおり答申する。 記 吉野川水系における水資源開発基本計画を諮問案のとおり一部変更することに異議はない。
※18	吉野川水系における水資源開発基本計画の一部を昭和43年7月16日次のように変更したので、水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)第4条第5項の規定により準用する同条第4項の規定に基づき、公示する。 吉野川水系における水資源開発基本計画(昭和42年3月16日総理府告示第11号)の一部を次のように変更する。 2の(1)の次に、次の(2)および(3)を加える。 (2) 池田ダム建設事業 名称 池田ダム 事業目的 このダムは洪水調節、不特定かんがい等及び発電の用に供する機能を有するものであるが、この事業により、香川用水等の取水位を確保するものとする。 事業主体 水資源開発公団

番号	文書内容
	<p>なお、発電に係る分については別の電源開発株式会社から事業の委託を受ける予定である。</p> <p>河川名 吉野川本川</p> <p>取水位 T.P. 約 87 メートル (有効貯水容量約 8000 千立方メートル)</p> <p>予定工期 昭和 43 年度から昭和 46 年度まで</p> <p>その他 吉野川中・下流部のかんがい用水等の取水について、今後必要な措置を講じうるようにするものとする。</p> <p>(3) 香川用水事業</p> <p>名称 香川用水</p> <p>事業目的 この事業は、取水施設及び水路を設置し、別に国で行なう水路等と相まって、讃岐平野の農地に対して必要なかんがい用水の補給を行なうとともに、香川県の上水道用水及び工業用水を供給するものとする。</p> <p>事業主体 水資源開発公団</p> <p>河川名 吉野川本川</p> <p>取水量 農業用水、毎秒約 8 立方メートル 都市用水、毎秒約 4.5 立方メートル</p> <p>予定工期 昭和 43 年度から昭和 47 年度まで</p> <p>2 のなお書中「上記(1)」を「上記(1)から(3)まで」に、「約 170 億円」を「約 300 億円」に改める。</p>
※19	水資源開発公団法第 19 条第 1 項の規定により香川用水事業に関する事業実施方針を別紙のとおり定めたいから、同条第 2 項の規定により協議する。 (別紙 香川用水事業に関する事業実施方針(案)は省略 ※31 と同文)
※20	昭和 43 年 8 月 13 日付 43 農地 A 第 1749 号で協議を受けた標記の件については異議がない。
※21～※23	※20 と同主旨の文章である。本文略
※24	水資源開発公団法第 19 条第 1 項の規定により香川用水事業に関する事業実施方針を別紙のとおり定めたいから、同条第 2 項の規定により貴職の意見を求める。
※25	<p>厚生省環第 577 号 昭和 43 年 8 月 13 日付け 43 農地 A 第 1749 号をもって意見を求められましたこのことについては、つぎの事項について格段のご配慮がなされるものとして同意します。</p> <p>1. 香川用水に対する分水について 池田ダムよりの分水は、本県にとって極めて重要な問題であるので、分水の操作管理については、国において厳正に行なわれること。 また、その具体的方法についても、なるべく早期に確立のうえ徳島県に協議されること。</p> <p>2. 池田ダム下流の流水の正常な機能の維持に必要な流量の優先的取扱いについて 流水の正常な機能の維持に必要な流量は、貯水池操作のうえで最優先的に取り扱われること。</p> <p>3. 取水位について 香川用水と徳島県吉野川北岸農業用水の取水位は、その最低水位において同一水位とし、吉野川北岸農業用水最低取水位より低い水位において、香川用水の取水がなされないようされたいこと。</p> <p>4. 建設に伴う被害に対する措置について 建設中または建設後において徳島県に与える被害については適正かつ十分な対策がなされること。 なお、すでに別添のとおり各要望書をそれぞれ提出しておりますので、この善処方について格段のご配慮をお願いします。</p>

番号	文書内容
※26	昭和 43 年 8 月 13 日付 43 農地 A 第 1749 号をもって意見を求められました標記の件については、異議がないので、この旨回答します。
※27～※28	※26 と同主旨の文章である。本文略
※29	このことについて、別添のとおり水資源開発公団に事業実施方針を指示したいから、水資源開発公団法第 19 条第 1 項の規定により、その経由方依頼する。
※30	標記について、厚生大臣、農林大臣及び通商産業大臣から、別紙のとおり経由方依頼があったので送付する。
※31	<p>水資源開発公団法第 19 条第 1 項の規定により香川用水事業に関する事業方針を別紙のとおり定めたいから、同項の規定により、これを指示する。</p> <p>香川用水事業に関する事業実施方針</p> <p>1. 施設の概要</p> <p>(1) 名称 香川用水</p> <p>(2) 位置 取水地点 吉野川水系吉野川本川における徳島県三好郡池田町地先 施行区域 徳島県三好郡池田町から阿讃山脈を貫き香川県三豊郡財田村に至り、讃岐平野を山ろくに沿い高松市に至る 1 市 9 町 1 村に係る区域</p> <p>(3) 区分及び規模 取水施設 最大取水量毎秒約 15.8 立方メートルの取水を可能ならしめる施設 幹線導水路 上記取水量の通水を可能ならしめる水路延長約 8000 メートル 幹線水路 延長約 35300 メートル 支線水路 延長約 4100 メートル</p> <p>2. 施設の設置の目的である事項に関する基本方針 1 の施設により香川県の約 31000 ヘクタールの農地に対し最大毎秒約 11.3 立方メートルの農業用水を補給するとともに、香川県の上水道用水及び工業用水として最大毎秒約 4.5 立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。</p> <p>3. 事業に要する費用その他事業の実施に関し基本となるべき事項</p> <p>(1) 事業に要する費用の概算額 約 105 億円</p> <p>(2) 事業に要する費用の負担に関する事項</p> <p>イ かんがい排水に係る費用の負担</p> <p>(イ) かんがい排水に係る費用の額は、事業に要する費用の額に 1000 分の 596 を乗じて得た額とする。</p> <p>(ロ) 国は、水資源開発公団法(以下「公団法」という。)第 43 条の規定により、(イ)の額に 1000 分の 580 を乗じて得た額(香川県が水資源開発公団法施行令(昭和 37 年政令第 177 号)第 16 条第 2 項に規定する適用団体であるときは、これに同施行令第 27 条第 3 項の規定により加算される額を加えた額)を水資源開発公団(以下「公団」という。)に補助するものとする。</p> <p>(ハ) (イ)の額から(ロ)の額を控除した額は、公団が支弁するものとする。ただし、公団は、公団法第 29 条及び第 30 条の規定により、香川県及び香川用水土地改良区にこれを負担させるものとする。</p>

番 号	文 書 内 容
	<p>(ロ) 上水道用水及び工業用水に係る費用の負担 上水道及び工業用水に係る費用の額は、事業に要する費用の額に1000分の404を乗じて得た額とし、公団が支弁するものとする。ただし、公団は、公団法第29条の規定により、香川県にこれを負担させるものとする。 上記の他、費用の負担に関し基本となるべき事項については、おって指示するものとする。 なお、香川用水事業が完了するまでに物価の著しい変動その他重大な事情の変更がある場合には、前各号に掲げる用途別負担額等を変更することができる。</p> <p>(3) 予定工期 昭和43年度から昭和47年度まで</p>
※32	<p>水資源開発公団法（昭和36年法律第218号）第19条第1項の規定により、香川用水事業に関する事業実施方針を定めこれを水資源開発公団に指示したので、同項の規定により次のとおり内容を公表する。 (「次のとおり」は省略 ※31と同文)</p>
※33	<p>別添香川用水事業に関する事業実施計画（案）により、事業実施計画を作成したいので、水資源開発公団法第20条第2項の規定により、あらかじめ意見を伺います。</p>
※34	<p>昭和43年9月6日付43水公計第7号をもって意見を求められました標記の件については、異議がありませんのでこの旨回答します。</p>
※35	<p>※34と同主旨の文章である。本文略</p>
※36	<p>香川用水事業に要する費用のうち、かんがい排水に係る費用を水資源開発公団法第29条の規定に基づき、下記により御負担願いたいので、同法第20条第2項の規定により御同意願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 負担の目的 香川用水事業</p> <p>第2 負担金額 香川用水事業に要する費用についての香川県農業分担額から、水資源開発公団法第43条の規定による補助金の額及び同法第30条の規定による香川県の負担金の額（同法施行令第23条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）を控除した額及びこの額に対応する同法施行令第23条の利息の額。 (1) 香川県農業分担額は事業に要する費用の額に1000分の596を乗じて得た額 (2) 水資源開発公団法第43条の規定による補助金の額は、(1)の香川県農業分担額に1000分の580を乗じて得た額（香川県が同法施行令第16条第2項に規定する適用団体であるときは、これに同法施行令第27条第3項の規定により加算される額を加えた額） (3) 同法第30条の規定による香川県の負担金の額は、(1)の香川県農業分担額から、香川県農業分担額に1000分の580を乗じて得た額を控除した額に100分の50（香川県が同法施行令第26条の3の規定により、香川用水土地改良区と協議して、別に割合を定めて公団に申し出たときはその割合）を乗じて得た額（香川県が同法施行令第16条第2項に規定する適用団体であるときは、これから同法施行令第27条第3項の規定により加算される額を控除した額）</p> <p>第3 負担金の支払方法 水資源開発公団法施行令第24条の2第4項及び第5項に定めるところによる。</p>
※37	<p>香川用水事業に要する費用のうち、香川県の上水道及び工業用水に係る費用を水資源開発公団法第29条の規定に基づき、下記により御負担願いたいので、同法第20条第2項の規定により御同意願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 負担の目的</p>

番 号	文 書 内 容																																																							
	<p>香川用水事業 第2 負担金額 香川用水事業に要する費用の額に1000分の404を乗じて得た額及びこの額に対応する水資源開発公団法施行令第23条の利息の額 第3 負担金の支払方法 水資源開発公団法施行令第24条第4項に定めるところによる。</p>																																																							
※38	<p>昭和43年9月6日付43水公管業第26号をもって同意を求められました標記の件については、異議なく同意します。 なお、このことについては、昭和43年9月25日開催の当土地改良区総代会において別紙議決証明書のとおり議決されましたので申し添えます。 香川用水土地改良区総代会における議決証明書 昭和43年9月25日開催の香川用水土地改良区総代会において、別紙議案は、原案のとおり議決されたことを証明します。 昭和43年9月25日</p> <p style="text-align: right;">香川用水土地改良区 理事長 宮脇朝男</p> <p>第10号議案</p> <p style="text-align: center;">香川用水事業に要する費用の負担の同意について</p> <p>香川用水事業に要する費用のうち、かんがい排水に係る費用の負担につき、昭和43年9月6日付43水公管業第26号により水資源開発公団総裁から同意を求められたので、当土地改良区の回答をのべるため、次のとおり総代会の議決を求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 回答先 水資源開発公団総裁 2. 本件に対する回答内容 異議なく同意する。 昭和43年9月25日提出</p> <p style="text-align: right;">香川用水土地改良区 理事長 宮脇朝男</p>																																																							
※39	<p>標記のことについて水資源開発公団法第20条第3項にもとづく受益者の同意は、法定数を超えましたので別紙のとおり同意署名簿を提出いたします。</p> <p>別紙 香川用水事業に対する受益者の同意の状況（市町村別）</p> <p style="text-align: right;">1. 資格者総数 56577人 1. 同意者総数 49592人 1. 資格者に対する同意者の比率 87.6%</p> <p>内 訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市 郡</th> <th>市 町 村 名</th> <th>資格者総数</th> <th>同意者総数</th> <th>資格者に対する同意者の比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">五 市</td> <td>高 松 市</td> <td>10 049人</td> <td>8 264人</td> <td>82.2%</td> </tr> <tr> <td>丸 亀 市</td> <td>3 309</td> <td>3 018</td> <td>91.2</td> </tr> <tr> <td>坂 出 市</td> <td>3 510</td> <td>3 087</td> <td>87.9</td> </tr> <tr> <td>善 通 寺 市</td> <td>2 987</td> <td>2 649</td> <td>88.6</td> </tr> <tr> <td>観 音 寺 市</td> <td>3 442</td> <td>3 006</td> <td>87.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">大 川 郡</td> <td>引 田 町</td> <td>985</td> <td>812</td> <td>82.4</td> </tr> <tr> <td>白 鳥 町</td> <td>373</td> <td>363</td> <td>97.3</td> </tr> <tr> <td>大 内 町</td> <td>1 440</td> <td>1 433</td> <td>99.5</td> </tr> <tr> <td>津 田 町</td> <td>483</td> <td>471</td> <td>97.5</td> </tr> <tr> <td>大 川 町</td> <td>450</td> <td>444</td> <td>98.6</td> </tr> <tr> <td>志 度 町</td> <td>945</td> <td>788</td> <td>83.3</td> </tr> <tr> <td>寒 川 町</td> <td>821</td> <td>798</td> <td>97.1</td> </tr> </tbody> </table>	市 郡	市 町 村 名	資格者総数	同意者総数	資格者に対する同意者の比率	五 市	高 松 市	10 049人	8 264人	82.2%	丸 亀 市	3 309	3 018	91.2	坂 出 市	3 510	3 087	87.9	善 通 寺 市	2 987	2 649	88.6	観 音 寺 市	3 442	3 006	87.3	大 川 郡	引 田 町	985	812	82.4	白 鳥 町	373	363	97.3	大 内 町	1 440	1 433	99.5	津 田 町	483	471	97.5	大 川 町	450	444	98.6	志 度 町	945	788	83.3	寒 川 町	821	798	97.1
市 郡	市 町 村 名	資格者総数	同意者総数	資格者に対する同意者の比率																																																				
五 市	高 松 市	10 049人	8 264人	82.2%																																																				
	丸 亀 市	3 309	3 018	91.2																																																				
	坂 出 市	3 510	3 087	87.9																																																				
	善 通 寺 市	2 987	2 649	88.6																																																				
	観 音 寺 市	3 442	3 006	87.3																																																				
大 川 郡	引 田 町	985	812	82.4																																																				
	白 鳥 町	373	363	97.3																																																				
	大 内 町	1 440	1 433	99.5																																																				
	津 田 町	483	471	97.5																																																				
	大 川 町	450	444	98.6																																																				
	志 度 町	945	788	83.3																																																				
	寒 川 町	821	798	97.1																																																				

番 号	文 書 内 容				
	市 郡	市 町 村 名	資格者総数	同意者総数	資格者に対する同意者の比率
		長 尾 町	1125人	1045人	92.8%
	木田郡	三 木 町	2689	2227	82.8
	香川郡	香 川 町	973	690	70.9
		香 南 町	1034	742	71.7
	綾歌郡	綾 上 町	903	635	70.3
		綾 南 町	1936	1536	79.3
		国 分 寺 町	521	502	96.3
		綾 歌 町	1666	1595	95.7
		飯 山 町	1082	773	71.4
	仲多度郡	宇 多 津 町	365	353	96.7
		満 濃 町	1488	1131	76.0
		琴 平 町	647	540	83.4
	三	多 度 津 町	1198	1178	98.3
		仲 南 村	452	451	99.7
	豊 郡	高 瀬 町	2454	2399	97.7
		山 本 町	1383	1199	86.6
		三 野 町	1433	1358	94.7
		大 野 原 町	2001	1969	98.4
		豊 中 町	1837	1800	97.9
		詫 間 町	295	248	84.0
		仁 尾 町	853	759	88.9
		豊 浜 町	683	676	98.9
		財 田 村	765	653	85.3
		計	56577	49592	87.6
※40	昭和43年9月6日付43水管経第38号をもって本県の上水道及び工業用水に係る費用の負担を求められました標記のことについては、同意します。				
※41	香川用水事業に関する事業実施方針(昭和43年8月30日付け厚生省環第613号,43農地A第1749号,43企第4293号)に基づき、別添のとおり香川用水事業に関する事業実施計画を作成したので、水資源開発公団法第20条第1項の規定により協議いたします。 なお、香川用水の取水位等については、吉野川北岸用水の調査の進展とあいまって、主務省の御指示により、適切な措置を講じる所存ですので念のため申し添えます。				
※42	香川用水事業に関する事業実施方針(昭和43年8月30日付け厚生省環第613号,43農地A第1749号,43企第4293号)に基づき、別添香川用水事業に関する事業実施計画を作成したので、水資源開発公団法第20条第1項の規定により協議いたします。				
※43	昭和43年10月1日付け43水公計第8号をもって協議のありましたこのことについては、香川用水事業に関する基本計画の一部変更ならびに香川用水事業に関する事業実施方針を定める際提出した別添要望事項について、格段のご配慮がなされるものとして合意します。 (注) 別添要望事項 ※12 参照 ※25 参照				
※44	昭和43年10月1日付43水公計第8号をもって協議を受けた標記のこと(水資源開発公団法第20条第1項の規定に基づくもの)については、異議がないのでこの旨回答します。				

番 号	文 書 内 容
※45~※46	※44 と同主旨の文章である。本文略
※47	<p>昭和43年8月30日付厚生省環第613号,43農地A第1749号,43企第4293号をもって指示された香川用水事業に関する事業実施方針に基づき、別添のとおり、香川用水事業に関する事業実施計画を作成したので、水資源開発公団法第20条第2項の規定による関係書類を添え、同法第20条第1項の規定により認可を申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">香川用水事業に関する事業実施計画</p> <p>I 名 称 この事業は、香川用水事業と称する。</p> <p>II 目 的</p> <p>1. かんがい用水 この事業により香川県の農地約31000ヘクタールに対し、旧田に対する用水の補給と畑地かんがいを行なうため、かんがい期間(おおむね6月11日~10月10日)平均毎秒8.0立方メートル(最大毎秒約11.3立方メートル)非かんがい期間(かんがい期以外の期間)平均1.0立方メートル(最大毎秒約1.5立方メートル)の用水を供給するものとする。</p> <p>2. 都市用水 この事業により香川県の上水道及び工業用水として年間毎秒4.5立方メートルの用水を供給するものとする。</p> <p>III 貯水、放流、取水または導水に関する計画 水源は早明浦ダムからの補給による吉野川の流水に依存するものとし、池田ダムの上流に取水施設を設けて取水し、阿讃山脈を貫く幹線導水路により、香川県三豊郡財田村財田中に導き、さらに幹線水路、支線水路等によって、農地約31000ヘクタールの開発に要する水と、高松、坂出、丸亀、観音寺、及び詫間地区等の都市用水を供給するものとする。 本計画において、水資源開発公団(以下「公団」という。)が実施するものは、取水施設、幹線導水路、東部幹線水路(共用区間)、及び高瀬支線水路(共用区間)とする。</p> <p>1. 取水計画 早明浦ダムにより確保された本事業地区用水等の取水を容易にするため、池田ダムの貯水水位を標高87.0メートル以上に保ち、取水施設を設けて、これよりかんがい用水及び都市用水あわせて、かんがい期間平均毎秒12.5立方メートル(最大毎秒約15.8立方メートル)、非かんがい期間平均毎秒5.5立方メートル(最大毎秒6.0立方メートル)を取水する。</p> <p>2. 導水計画</p> <p>(1) 幹線導水路 池田ダム左岸から取水した水は、阿讃山脈を貫く約8000メートルの幹線導水路により香川県三豊郡財田村財田中の東西分水点に導水する。 幹線導水路の最大通水量は、毎秒約15.8立方メートルとする。</p> <p>(2) 東部幹線水路 東西分水点から、延長約35300メートルの東部幹線水路により、途中において、分水しつつ古川地点まで導水する。最大通水量は、毎秒約14.3立方メートルないし毎秒約6.4立方メートルである。</p> <p>(3) 高瀬支線水路 東部幹線水路から分水した水は、延長約4100メートルの高瀬支線により、二宮地点まで導水する。最大通水量は、毎秒約2.1立方メートルである。</p> <p>IV 施行区域 公団の行なう事業の施行区域は次のとおりである。</p> <p>1. 取水施設 徳島県三好郡 池田町 2. 幹線導水路 徳島県三好郡 池田町</p>

番 号	文 書	内 容
3.	香川県三豊郡	財田村
	"	財田村
	"	山本町
	"	高瀬町
	仲多度郡	琴平町
	"	満濃町
	綾歌郡	綾歌町
	"	綾上町
	"	綾南町
	香川郡	香南町
4.	高瀬支線水路	香川県三豊郡 高瀬町
	"	山本町
V	かんがい受益区域	
	高松市	約 5760 ヘクタール
	丸亀市	" 1730 "
	坂出市	" 1760 "
	善通寺市	" 1480 "
	観音寺市	" 2020 "
	大川郡引田町	" 360 "
	白鳥町	" 250 "
	大内町	" 600 "
	津田町	" 140 "
	志度町	" 420 "
	長尾町	" 730 "
	大川町	" 140 "
	寒川町	" 440 "
	木田郡三木町	" 1320 "
	香川郡香川町	" 700 "
	塩江町	" 10 "
	香南町	" 590 "
	綾歌郡宇多津町	" 170 "
	綾南町	" 1280 "
	国分寺町	" 510 "
	綾上町	" 430 "
	飯山町	" 810 "
	綾歌町	" 950 "
	仲多度郡多度津町	" 860 "
	琴平町	" 330 "
	満濃町	" 990 "
	仲南村	" 80 "
	三豊郡仁尾町	" 360 "
	豊浜町	" 570 "
	詫間町	" 20 "
	大野原町	" 1320 "
	高瀬町	" 1100 "
	三野町	" 530 "
	豊中町	" 790 "
	財田村	" 180 "

番 号	文 書	内 容
	山本町	約 980 ヘクタール
	合 計	約 30 710 ヘクタール
VI	工事計画	
		公団の行なう事業の概要は次のとおりである。
1.	取水施設	
	取水量	最大毎秒約 15.8 立方メートル
	取水位	標高 87.0 メートル
	構 造	鉄筋コンクリート造り、ローラーゲート 4 門
2.	幹線導水路	
	通水量	最大毎秒約 15.8 立方メートル
	勾 配	約 1/1 800
	延 長	約 8 000 メートル
	構 造	標準馬蹄型隧道 延長約 8 000 メートル
3.	東部幹線水路	
	通水量	最大毎秒約 14.3 立方メートル～約 6.4 立方メートル
	勾 配	約 1/700～約 1/4 600
	延 長	約 35 300 メートル
	構 造	標準馬蹄型隧道 延長約 15 100 メートル コンクリート三面舗装開渠 延長約 12 700 メートル サイフォン 延長約 6 400 メートル 暗 渠 " 1 100 " 分水工 37 ヶ所
4.	高瀬支線水路	
	通水量	最大毎秒約 2.1 立方メートル
	勾 配	約 1/400～約 1/1 100
	延 長	約 4 100 メートル
	構 造	標準馬蹄型隧道 延長約 1 040 メートル コンクリート三面舗装開渠 延長約 2 420 メートル サイフォン 延長約 640 メートル 分水工 1 ヶ所
VII	工 期	
		公団の行なう事業の工期は、次のとおりとする。
	着 工	昭和 43 年 10 月
	完 工	昭和 48 年 3 月の予定
VIII	費用及びその負担方法	
		公団の行なう事業の費用並びに費用の負担は、次のとおりとする。
1.	事業に要する費用の概算額	約 105 億円
2.	事業に要する費用の負担に関する事項	
	(1) かんがい排水に係る費用の負担	
	イ. かんがい排水に係る費用の額は、事業に要する費用の額に 1 000 分の 596 を乗じて得た額とする。	
	ロ. 公団は、水資源開発公団法（以下「公団法」という。）第 43 条の規定により、(1)の額に 1 000 分の 580 を乗じて得た額（香川県が公団法施行令第 16 条第 2 項に規定する適用団体であるときは、これに同施行令第 27 条第 3 項の規定により加算される額を加えた額）を、国から補助を受けるものとする。	
	ハ. (1)の額から(ロ)の額を控除した額は、公団が支弁するものとする。	
	ただし、公団は、公団法第 29 条及び第 30 条の規定により、香川県及び香川用水土地改良区にこれを負担させるものとする。	

番 号	文 書 内 容
	<p>(2) 上水道用水及び工業用水に係る費用の負担 上水道用水及び工業用水に係る費用の額は、事業に要する費用の額に1000分の404を乗じて得た額とし、公団が支弁するものとする。 ただし、公団は、公団法第29条の規定により、香川県にこれを負担させるものとする。 なお、香川用水事業が完了するまでに物価の著しい変動その他重大な事情の変更がある場合には、前各号に掲げる用途別負担額等を変更することができる。</p> <p>添付参考図</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 吉野川水系一般図 2. 香川用水事業計画一般図 3. 幹線導水路縦断面図 4. 東部幹線水路縦断面図 5. 高瀬支線水路縦断面図 6. 水路標準断面図 7. 香川用水事業年度別工事予定表 <p>(注) 添付参考図は省略</p> <p>関係書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 香川用水事業に関する事業実施計画(案)に関する香川用水土地改良区の意見書 2. 香川用水事業に要する費用負担についての香川用水土地改良区の同意書 3. 香川用水事業に関する事業実施計画(案)に対する香川県の意見書 4. 香川用水事業に関する費用負担についての香川県の同意書 5. 事業実施計画について関係県知事に対する協議の回答 <p>(注) 1. ※34 参照 2. ※38 ※39 参照 3. ※35 参照 4. ※40 参照 5. ※43 ※44 ※45 ※46 参照</p>
※48	<p>昭和43年8月30日付経企水管第57号の2をもって送付されました香川用水事業に関する事業実施方針に基づき、別紙(写)のとおり、主務大臣あて香川用水事業に関する事業実施計画の認可を申請いたしましたので、御通知いたします。 (注) 別紙(写):省略 本文は※47である。</p>
※49	<p>昭和43年10月3日付け43水公計第9号で水資源開発公団総裁 柴田達夫から別添のとおり認可申請のあった標記について認可したいので、水資源開発公団法第53条の規定により協議する。 (注) 別添:※47 参照</p>
※50	<p>昭和43年10月7日付け厚生省環第672号、43農地A第2195号、43企第5318号をもって協議のあった標記の件については、異存がない。</p>
※51	<p>昭和43年10月3日付け43水公計第9号で申請のあった香川用水事業に関する事業実施計画については、水資源開発公団法第20条第1項の規定により認可する。</p>
※52	<p>水資源開発公団法(昭和36年法律第218号)第20条第1項の規定に基づき、香川用水事業に関する事業実施計画を認可したので、同条第4項の規定に基づき、その旨を次のとおり公示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の名称 香川用水事業 2. 工事施行区域 施設名称 (1) 取水施設 施行区域 徳島県三好郡池田町

番 号	文 書 内 容
	<p>(2) 幹線導水路 徳島県三好郡池田町 香川県三豊郡財田村 香川県三豊郡財田村 香川県三豊郡山本町 香川県三豊郡高瀬村 香川県仲多度郡琴平町</p> <p>(3) 東部幹線水路 香川県仲多度郡満濃町 香川県綾歌郡綾歌町 香川県綾歌郡綾上町 香川県綾歌郡綾南町 香川県香川郡香南町 香川県高松市</p> <p>(4) 支線水路 香川県三豊郡山本町 香川県三豊郡高瀬町</p> <p>3. 事業実施計画の認可の日 昭和43年10月11日</p>

2.2.4 付帯関係文書

開 第 45 号
 昭和43年3月18日

経済企画庁
 水 資 源 局 長 殿

徳 島 県 知 事

吉野川水系における水資源開発基本計画の一部変更について(照会)

昭和43年3月4日付け経企水資第13号により「吉野川水系における水資源開発基本計画」の一部変更について内閣総理大臣から意見を求められたが、別添要望事項については、その実現が期されない場合、県政各般に与える影響はまことに大なるものがあるので、要望事項について関係行政機関と協議のうえ至急ご回答ください。

要 望 事 項

1. 吉野川北岸農業用水建設計画の実現について
 吉野川北岸で、下流部農業用水の改良、開発については、目下池田ダムより統合して自然取入れを行なう構想で、国の水系開発調査により基本調査が実施されており、地元の受入態勢も整いつつあるので、池田ダムの建設と並行し、この事業の早期実現について格段のご配慮を願いたい。
2. 池田ダムおよび分水の管理について
 池田ダムは、その機能の性格上重要な施設であり、また、同ダムよりの分水は徳島県民の重大関心事でもあるので、これらの操作管理等については、国において厳正に行なわれるようにご配慮願いたい。
 また、その具体的方法についても、なるべく早期に確立のうえ、徳島県に協議願いたい。
3. 池田ダム下流の正常な機能の維持に必要な流量の優先的取扱いについて
 流水の正常な機能の維持に必要な流量は、徳島県の長年における既得権益であるので、貯水池操作のうえで最優先的に取り扱われるようご配慮願いたい。
4. 池田ダム等建設に伴う被害に対する措置について
 (1) 池田ダム等の建設に伴う家屋、田畑等の水没物件その他ダム等建設による被害に対する補償については、

このことについて安全に行なわれるよう十分な施設の整備がなされたいこと。

(注、関連文書として ※12 参照)

2.3 事業費

香川用水事業の建設は吉野川水系基本計画の一環として、昭和43年度から実施方針に基づく事業として出発したものである。

当初、昭和43年度に主務大臣から公示された事業費は約105億であったが、昭和46年5月に昭和47年度予算を要求する時点で、着工後の資材、労務等諸物価の上昇により総事業費を約150.5億円に改訂した。その内訳は表1.4のとおりである。

2.3.1 事業費と水価（香川県昭和43年度試算資料による）

本計画に必要な全体事業費は、早明浦、池田ダムの分担事業費を含めておよそ260億円（昭和43年度試算）となり、部門別の事業費は表1.5のとおりである。

農業用水部門の事業費は約125億円ぐらいと考えられ、農家負担国庫補助58%、県負担27.5%、農家負担率は14.5%で受益全田畑を通じて平均負担額を算定すると5700円/反当となる。なお、都市用水の料金は上水道で1m³当り20～24円、工業用水で7～9円ぐらいと試算している。

2.4 工事の経過

2.4.1 工事経過の概要

(1) 昭和43年度

昭和43年8月主務大臣（農林、厚生、通産）からの事業実施方針に基づき、香川用水事業のうちの共用区間総延長約46.6km（導水幹線約8km、東部幹線約34.7km、高瀬支線約3.9km）が公団事業として発足した。

公団は本事業実施のため昭和48年8月高松市にある吉野川開発局（当時四国建設部）の事務所と同居して香川用水調査所を発足させ、農林省がまとめた香川用水事業の計画書と全体実施設計書引継ぎのための検討を進めるとともに阿讃トンネルの予備調査および建設所庁舎、職員宿舍等営繕工事の設計に着手した。

同年10月調査所から建設所へ組織替えになって事務所を高松市から琴平町に移し本格的に工事用道路の施工にとりかかり、導水幹線下流暗きょ工事を皮切りに東部幹線財田川サイホン工事を年度内に着工した。

また、明治100年にあたる同年10月、東西分水工敷地において農林省、香川県ならびに公団3者の共催による香川用水起工式が関係者多数の参加を得て盛大に挙行された。

(2) 昭和44年度

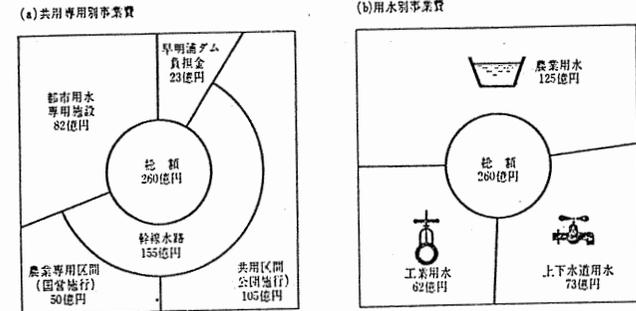
昭和44年度は東部幹線上流部6工区（財田、和光、神田、南山、金毘羅上口、金毘羅下口）の関連工事用道路を施工するとともに用地交渉件数の少ない上記区間のトンネル工事ならびに導水幹線トンネル下口工区工事に着工した。さらに事業予算の消化対策として高松市に程近い東部幹線下流部の2工区（遠田、昭和）のトンネル工事を44年12月着工するとともに用地交渉の解決を待って、建設所の北側を東西に走る延長約2.5kmの琴平サイホン工事ならびに東部幹線下流部の工事用道路を年度末に着工した。

また、同年9月に着工した導水幹線トンネル下口工区工事は事業実施方針に示されている予定工期昭和47年度までの範囲を越える工期が必要であり、同工事請負契約書の完成工期が実施方針どおり昭和48年3月31日となるため、本工事の所要工期を請負人に保証するための覚書を請負人と建設所長との間に締結した。この種の覚書は本工事以外に3工区（導水幹線トンネル上口、東栗熊、羽間その2）が適用となったので、これらを代表する導水幹線トンネル下口工区工区の覚書の内容を示すとつぎのとおりである。

(単位 千円)

費目	総事業費		総事業費・年度別執行実績(予算額)						計	差額	備考
	当初	改定	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度			
事業費	①	②	②-①							③	②-③
建設費	10 500 000	15 050 000	4 550 000	2 200 000	2 700 000	3 150 000	3 000 000	1 800 000	1 590 000	14 940 000	110 000
工事費	9 567 000	13 290 000	3 723 000	1 921 178	2 332 510	2 759 699	2 629 912	1 523 630	1 280 248	12 865 012	424 988
取水工	8 241 000	11 741 000	3 500 000	1 454 651	2 227 510	2 573 299	2 304 912	1 426 630	1 073 539	11 195 376	545 624
導水幹線	63 000	198 000	135 000				130 800	114 850	84 260	329 910	△ 131 910
東部幹線	2 133 000	2 350 000	217 000	358 634	48 025	373 230	598 000	295 700	367 110	2 123 215	226 785
高瀬支線	5 305 000	7 953 000	2 648 000	1 003 395	2 140 987	2 135 690	1 226 000	451 960	267 702	7 257 734	695 266
管理施設	338 000	551 000	213 000	70 460		1 620	224 000	376 210	74 650	676 480	△ 125 480
雑工事	231 000	444 000	213 000		38 498	62 759	55 000	141 220	208 558	481 790	△ 37 790
測量および試験費	171 000	245 000	74 000	22 162			71 112	46 690	71 259	326 247	△ 81 247
用地費および補償費	245 000	373 000	128 000	110 527	42 000	53 000	38 000	38 000	76 829	417 356	△ 44 356
総線および機械器具費	738 000	738 000	0	250 000	36 000	100 000	258 000	35 000	80 472	822 472	△ 84 472
営繕費	106 000	150 000	44 000	52 000	17 000	18 000	19 000	16 000	41 483	175 483	△ 25 483
事務費等	237 000	288 000	51 000	54 000	10 000	15 400	10 000	8 000	7 925	254 325	33 675
	933 000	1 760 000	827 000	278 822	367 490	390 301	370 088	276 370	309 752	2 074 988	△ 314 988

表 1.5 共用専用別事業費および用水別事業費



注 1) 地区独自施行の支線水路、畑地かんがいの施設費用は別途である。
2) 共用区間の部門別の費用振り分け方法は、分離費用身代わり妥当支出法による。

「香川用水導水幹線トンネル下口区工区の施行に関する覚書」

水資源開発公団香川用水建設所長稲田長徳と株式会社熊谷組取締役社長牧田甚一とは昭和44年9月26日付け、水資源開発公団副総裁放丹羽雅次郎と株式会社熊谷組取締役社長牧田甚一との間において、工事請負契約を締結した香川用水導水幹線トンネル下口区工区の施行に関し次のとおり覚書を取り交わす。

第1条、香川用水導水幹線トンネル下口区工区の請負契約に記載された工期にかかわらず工期を次のとおりとする。

自、契約締結の翌日

至、昭和49年3月4日(1620日間)

第2条、この覚書は取り交わしの日から香川用水導水幹線トンネル下口区工区の工事請負契約書の工期が変更される日までその効力を有するものとする。

この覚書の取り交わしの証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和49年9月26日

水資源開発公団香川用水建設所長、稲田長徳[㊟]

請負人、株式会社熊谷組取締役社長、牧田甚一[㊟]

工事完成保証人、株式会社熊谷組取締役社長、神部満之助[㊟]

なお、この覚書は昭和46年度末までにおいて請負契約を締結した工事について取り交わしたもので、設計変更で追加工事等のためさらに工期を延長する場合は、その都度覚書も変更措置を行なった。

(3) 昭和45年度

昭和45年度は東部幹線下流部の工事用道路の完成を待って幹線工事に着工し、途中の1工区を残して東部幹線全線にわたり建設工事の着工をみるに至った。

(4) 昭和46年度

昭和46年度は44年度に着工した幹線工事がほぼ竣工の段階を迎え、各工区の用水路を中心とする用地交渉の難航等により当初発注から抜けていた個所の追加発注を実施するとともに、トンネル工事土捨場の整地工事等の仕上げ工事を実施し、東部幹線上流部7工区の幹線工事が完成して財田町から満濃町土器川まで延長約15kmの水路本体ができあがった。

導水幹線トンネルについては下口側からR.T.M.による掘削工程が順調に進む中で当初契約の掘削延長約4.0kmを同年12月に終了し、追加となった坑奥1.0kmのトンネル掘削も本年度末で約300m掘り進み、掘り

32 I編 事業概要と経過

始めからの累計掘削延長は 4.3 km に達した。一方、上口工区工事については永い間の懸案であった諸交渉の進展に伴い本年 10 月に仮設備工事に着工し、引続いて別途随意契約となったトンネル本工事を昭和 47 年 1 月に着工した。また、東西分水工は農林省および香川県から受託し同年 10 月に、高瀬支線工事用道路を同年度末にそれぞれ着工した。

(5) 昭和 47 年度

昭和 47 年度は東部幹線下流部の一部を残して幹線工事が完了したため、これに伴う土捨場整地、原形復旧ならびに完全柵等の水路付帯工事を施工するとともに、高瀬支線は工事用道路の完成を待って同年 8 月から支線工事を本格的に着工した。導水幹線トンネルは下口側が同年 8 月に掘削を完了、上口側は 48 年 2 月に貫通し、取水工事は同年 8 月に着工し年度末時点でコンクリート打設を開始し本施設に設置される除塵機およびゲート等の工場製作完了の段階となった。なお、管理施設の要である遠方監視制御装置は 48 年 2 月に着手し幹線沿いに点在する諸施設の無線局舎の一部を同年度中に完成させた。

(6) 昭和 48 年度

昭和 48 年度は東部幹線水路の中の残った一部分の施工と付帯整備工事のほとんどを完成させるとともに、工事用道路の引渡し整備工事を実施して当該市町に引渡し、導水幹線および高瀬支線の水路本体が同年度末完成したことにより公団旅行範囲の香川用水幹線水路が全線にわたりその完成をみた。本年 8 月の異常渇水に伴う高松市上水道水源の枯渇により満濃池の貯水を公団の水路を利用して高松市の水源まで約 1 カ月間送水し、この間水路施設の安全点検のため昼夜を問わず公団職員が定期的に見回りを実施したことは関係職員はもちろん、香川県民の記憶として永久に残ることであろう。また、管理施設の諸設備も同年度末をもってそのほとんどを現地据付けまで完了し、機器等の調整段階で年度末を迎えることとなった。

(7) 昭和 49 年度

昭和 49 年度は公団事業全域にわたる水路付帯工の仕上げ工事と一部改良工事を実施するとともに、4 月中旬から約 1 カ月にわたって東部幹線下流部（水源満濃池）、同上流部（水源長野川）および高瀬支線（水源長野川）の順に通水テストを実施するとともに、水路清掃工事も実施して待望の通水式および竣工式を香川県と公団共催で 5 月末に挙行了。6 月から 3 カ月間の試験通水を経て 9 月から暫定管理に入り、吉野川の水をポンプアップにより香川県内主要都市の 4 浄水場に上水道用水の送水を開始した。通水式後の土木工事はそのほとんどが付帯整備工事を中心であり、一方、管理所移行に伴う諸設備を実施し、本事業が昭和 43 年着工以来当初の予定より 2 カ年遅れて 7 カ年の年月を経てここに事業は完了した。

2.4.2 幹線別工事実施状況

幹線別工事の施工実績は表 1.6 のとおりである。

2.5 水 利 権

2.5.1 用 水 慣 行

香川県の用水事情に付いては 1.1 の冒頭に述べたとおりであるが、水利権に関連して香川用水事業地区の用水慣行について若干述べる。

地域内には種々の用水慣行があり、この用水権をこの地方では「水ブニ」と称し各筆ごとに差異がある。「水ブニ」の少ないもの、あるいは全然付属していないものさえあるという状況である。特に干ばつ時には問題を生ずる可能性をもち、水利紛争の惹起される率が最も高い。

その一例として「満濃池」の配水慣行として現在も残されているものに「証文水」といわれるものがある。

満濃池貯水が、水深 23.0 尺に低下したときは、その貯水は上流部旧 8 カ町村（神野村、吉野村、七箇村、四